

《死亡届に伴う市役所での手続き》

※ 該当する項目の手続きをしてください。

【市民課】

- 印鑑登録証の返還 死亡日で印鑑登録は廃止となります。
- 介護保険被保険者証の返還 死亡者の氏名が記載されたもの。
- タクシー券の返還
75歳以上若しくは身体障害者1級～3級で、タクシー券の交付を受けている人。

【国保年金課】

- 国民健康保険被保険者証の返還 死亡者の氏名が記載されたもの。
- 国民健康保険高齢者受給者証の返還 死亡者の氏名が記載されたもの。
- 後期高齢者医療被保険者証の返還 死亡者の氏名が記載されたもの。
- 葬祭費請求(死亡者が国保被保険者 又は後期高齢者医療被保険者に限る。)
葬祭を行った人(喪主など)に対して葬祭費5万円が支給されます。
印鑑、請求者本人名義の預金通帳を持参してください。
- 福祉医療費受給者証の返還
死亡者の氏名が記載されたもの。印鑑を持参してください。
- 国民年金死亡届及び未支給年金請求
印鑑・年金証書(死亡者)・請求者本人名義の預金通帳を持参してください。
- 厚生年金受給者の手続き
手続きは高崎年金事務所で行います。手続きに必要な書類を国保年金課で説明します。

【税務課】

- 市税関係(市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)
死亡した人に市税が発生していた場合は、ご案内がありますので、窓口までお越しください。

【建築住宅課】

- 市営住宅関係届出
市営住宅に入居していた人が死亡した場合は、建築住宅課住宅管理係へ連絡してください。

【福祉課】

- 身体障害者手帳の返還 死亡した人の身体障害者手帳と印鑑を持参してください。

【農業委員会】

- 農地の相続等に関する届出
相続等により農地を取得した場合は、農業委員会へ届け出をしてください。

(市役所外)

前橋地方法務局高崎支局 TEL027-322-6315

(管轄区域:高崎市・安中市・藤岡市・神流町)

死亡者が所有していた不動産の相続人の方は、相続登記について不動産所在地の管轄法務局にご相談ください。